

書陵部所蔵の石製品Ⅱ（奈良県 その二）

昨年度に引き続き、当部所蔵石製品のうち奈良盆地北部にある佐紀盾列古墳群の西群に属する狭木之寺間陵出土の石製品を紹介する。今回の資料も昭和五十七年十二月の展示会に際し、実測図を作成していたものである。なお、実測図は、笠野毅、土生田純之、福尾正彦、佐藤利秀が作成し、一部に関して徳田誠志が補測した。製図は佐藤利秀、徳田誠志が行つた。以下、狭木之寺間陵出土品を紹介する。

狭木之寺間陵（日葉醉媛命陵）奈良市山陵町御陵前

奈良市北部の佐紀丘陵に位置する前方後円墳で全長二一〇メートル、後円部径一三〇メートル、前方部幅八九メートルを測る。大正四年に盜掘の炎禍を被り、その際出土した遺物の石膏模型が当部に所蔵されている。狭木之寺間陵については出土した遺物を含め既に報告されている⁽¹⁾。今回は以下にあげる石製品を中心に紹介していく。出土した石製品は次の通りである。石剣一、車輪石三、鍬形石三、合子蓋一、椅子形石製品一、高坏形石製品二、石製臼一、帆立貝形石製品一、琴柱形石製品二、刀子形石製品三、斧形石製品一、鎌形石製品一、不明石製品一、となつてゐる。先述したがこれらはいずれも石膏模型であり、比較的正

確に模造されていると思われるが、細部において不明確な点もなくはない。しかし考察には十分耐え得る資料であると思われるので、車輪石より順に紹介していく。

車輪石（第1図1）

外形橢円形を呈し長径一三・九センチ、短径一二・三センチを測り、内孔は直径五・四センチを測る正円形を呈する。文様は外斜面、裏面の両面に施された類例の少ないものである。外斜面の文様帶は二四条の比較的明瞭な幅の狭い折面帶を施し、山、谷部にそれぞれ刻線を施している。裏面の文様帶は同じく二四条の凹带を施すが、基本的に裏面は平らであることから通常の車輪石に施される凹带よりも、彫り込みは浅いものになつてゐる。さらに山部にはそれぞれ刻線を施してゐる。側面垂直部の高さは低く、よって外斜面の傾斜がややきつく感じられる。本例は伝巣山古墳出土の車輪石⁽²⁾よりも明確に裏面に文様を施す意識が感じられる資料であり、車輪石の型式変遷を考えていく上で重要な個体であろう。

車輪石（第1図2）

外形橢円形を呈し、長径一六・六センチ、短径一四・五センチを測

り、内孔は直径五・五センチを測る正円形を呈する。外斜面の文様帶は車輪石特有の放射状凹帯であり、二四条がめぐつてある。この車輪石の特徴としては厚みがあり、特に外面垂直部が高いことが指摘できる。断面形は底面が平らで環体部がすべて接地しており、内孔側はややふくらみを有する。本例は厚みもざることながら大形の車輪石に属すると言えよう。

車輪石（第2図1）

全体の五分の一ほどの破片であり、全形を復元するのは難しいが、外形は橢円形を呈し、内孔は正円形を呈する車輪石であろう。文様帶は外斜面に現状で八本の放射状の凹帯を施している。第1図2に比べ一本の凹帯の幅が狭く、全体で三〇本以上になる可能性がある。本例は第1図2とは逆に器高が低く薄く偏平な感を受ける。底面は基本的に平らであるが外側の端がやや上方に上がり、全体に反った感があるが、石膏模型故のものか、どうか判断できない。

帆立貝形石製品（第2図2）

円形で二段に突出した方形部を付したいわゆる帆立貝形をした石製品である。底面は平であり、上面は弧を描き中央やや下あたりに一孔を穿ち、その孔から方形部に至るまで一条の隆線がのびている。大きさは全長七・一二センチ、円形部径六・七六センチ、方形部幅（根元）三・六二センチ、同端部二・六八センチ、最大厚〇・九五センチである。中央の小孔は上面で〇・三九センチ、裏面で〇・三三センチを測り、現状で

は両面穿孔となっている。この種の石製品は静岡県三池平古墳から出土しており、同報告書において大塚初重氏が考察を加えられている。⁽³⁾類例が増加していないため、それ以上の考察を加えることは難しい。本例と三池平古墳出土品との相違点は、三池平古墳出土品の方形部がいわゆるくびれ部を有するのに対し、狭木之寺間陵のものはまっすぐ下にのび、さらに小孔からのびる隆線の存在が大きく異なる。この種の石製品が帆立貝を模倣したものかどうかが問題となる。帆立貝であるとしたら、帆立貝自身にどのような意味付けを行うかが必要になる。さらに、帆立貝を含めた貝類、及び貝製品を模倣したと考えられるもの、例えば巴形銅器、腕飾形石製品などが古墳の副葬品になっていることから貝の持つ呪術性ということも考えなくてはならないであろう。

琴柱形石製品（第2図3）

現存長一二・七五センチを測り角状突起の一方を欠いており、また縦軸の端部もおそらく欠損しているものと思われる。形状は径一・二センチほどの円柱状の縦軸の上に幅三・五センチ、高さ一・一センチの横軸をのせ、その上に「Y」字状に開く偏平な角状突起が取付くものである。横軸部分は中央を折面帶状に刻み、その谷部に一条の刻線を施している。角状突起は先端に行くにつれてやや幅を広くするが、おおよそ一・六センチを測り、厚みは〇・五から〇・七センチを測る。角状突起の先端はわずかに左下がりとなる。側面から見ると角状突起から縦軸にかけて、反りを持っている。

琴柱形石製品（第2図4）

縦軸と角状空起の一方を欠き、現存長は六・七五センチを測る。全体の形状は第2図3と同様のものであろう。横軸は、幅四・六五センチ、高さ一・二センチを測り、表面に刻まれた文様は前記のものと同様である。角状突起は、長さは前述のものと同様であるが、幅はやや広く一・〇六センチを測り、さらに、先端はより左下がりになつてゐる。前記のものを含め、琴柱形石製品は亀井正道氏によつて集成、型式分類、編年等の研究がなされており⁽⁴⁾、その分類に従えば松林山型にあたる。それ以降、類例の増加も少ないとことから、年代、用途等については亀井氏の論考によりたい。

椅子形石製品（第2図5）

台形を呈する脚部に「U」字状座部がとりついた形状を呈し、最大幅（脚部）一〇・七一センチ、器高六・八七センチを測る。台部の下端近くに七面取りを施した隆帶があげてゐる。また、脚部の下端も浅く七面取りを施した隆帶によつて段差を作つてゐる。座部は他の椅子形石製品にくらべ「U」字状の反りが浅く、人物埴輪にみえる椅子に似てゐる。両端は丸くひじ掛けのように削り出し、上面から側面にかけては筋状に切り込みをいれてゐる。ひじ掛けの中央には、現状では貫通していないが孔が穿たれてゐる。他例との大きな違いは台部が厚いことであり、三・三五センチを測る。しかし、石膏模型のため裏面が正確に模造されていなない可能性もあり、現状での指摘にとどめておく。

椅子については、石製模造品、埴輪、木製品（実物）を含め置田雅昭氏の論考に詳しい⁽⁵⁾。そこでは、奈良県メスリ山古墳、大塚陵墓参考地（新山古墳）、京都府神明山古墳出土の椅子形石製品との間に座部の形状の違いを指摘してゐる。この違いは実物が異なり、強く彎曲するものについては座部が皮製品である可能性を考え、平らなものは木ではないかとしている。

鍬形石（第3図1）

全長一六・九センチを測る完形品であるが、笠状部が小さいために、通有の鍬形石と比べると違和感を感じる個体である。その笠状部であるが、中央が大きくくぼんだ台形を呈する。この笠状部が小さく感じられるのは、一般的の笠状部が環状部より左右に張り出しているのに対し、本例は張り出さず、さらに先端の幅が狭くなつてゐるためである。表面には、いわゆる鍵手文が細い刻線によつて施されている。この刻線は両側にまで達するが、裏面には至つていない。環状部は右辺がやや丸みを有するものの、ほぼまっすぐ下にのびる。内孔は左右対称形の橢円形であり、内孔周縁平坦面をともなうことから、断面形は不整形な五角形を呈する。突起部は内孔の下端の接線よりわずかに上の位置に取り付く。表面には上下に二条ずつの凹線を施す。各凹線とも内孔には達せず、内孔周縁平坦面との間に弱い沈線をもつて、区切られてゐる。側面は凹線状に削られている。板状部は、左辺は突起部の下端の高さからはじまり、まっすぐ下にのび、右辺も削り部分からやや斜めに直線的に端辺に至つ

ている。本個体の裏面は笠状部と環状部、環状部と突起部、環状部と板状部の間にわずかに段差を作っているが、その他の表現は見られず、平らである。すなわち、笠状部の裏面に通常認められる縦の凹線もなく、突起部の文様も裏面には施されていない。これらの点が、この鍬形石の特徴なのか（未完成品？）、石膏模型のためか判断できないが他の鍬形石が、比較的正確に模造されていると思われるのに対し、奇異な感を受ける。

この鍬形石について特筆すべきことは、笠状部の表面に施された鍵手文である。この文様は鍬形石の祖形となつた、大阪府紫金山古墳出土のゴホウラ製貝輪の笠状部にも見られるものである。鍬形石では、大阪府忍岡古墳出土のものに、同様の文様が認められることが明らかになつた。⁽⁶⁾また、笠状部の形状もこれらのものに酷似している。この点では本個体は最古の型式を示すが、先述したように他の部分では新しい要素が見られる。よつて、あえて渡辺分類にあてはめれば、II⁽⁷⁾・III型式に属すると考えておきたい。

鍬形石（第3図2）

全長一七・八センチを測る完形品である。笠状部は右側がわずかに開く台形を呈し、中央のやや上に二条の沈線を施す。さらにその下〇・五センチほどのところをわずかに削り込んで段差を設けている。これらの沈線は裏面までそのまま続き、裏面中央の内孔に達する縦の凹線に至っている。環状部は、左側は笠状部から板状部までほぼ真っすぐのび、右

側は丸みをもつて突起部に至る。笠状部との間は、表裏ともにわずかに削り込んで区切りをつけている。内孔は、右側がふくらむ「D」字形を呈し、内孔周縁平坦面を伴う。突起部は、内孔の最もふくらんだ部分に取り付く。突起部の文様は上下に七面取りを施した、隆帯がめぐらされているが、下の隆帯は、上のものに比べ幅が広く、七面取りを施した凹部の下に一条の沈線をさらに刻んでいる。これら上下の文様は裏面まで続き内孔まで達している。裏面の環状部と板状部との間に一条の沈線が施されている。板状部は、右刃が突起部の割り込み部分から丸みをもつて端部に至り、左刃は突起部の真ん中ほどの高さからはじまり、真っすぐ下方へのびる。

本鍬形石は、板状部の底辺をまっすぐにおいた場合、笠状部の上辺は右上がりとなり、平行にはならない。このことは、鍬形石の祖形と考えられる大阪府紫金山古墳から出土したような貝輪本来の姿を残しているものと思われる。さらに内孔が「D」字形を呈すること、また、突起部の取り付く位置などII期に属する鍬形石の特徴をよく示している個体といえる。

鍬形石（第3図3）

突起部と板状部分のみの全体のおよそ三分の一ほどを残す破片である。板状部の端辺幅で一一・六センチを測り、現存長は、八・一センチである。突起部は上下両端に七面取りを施した隆帯をそれぞれに削り出している。下の線は、内孔下端へと続いている。よつて、突起部は内孔の

下端の接線上に取り付くことになる。この隆帯は裏面へそのまま続き、内孔まで達している。板状部は、内孔の下端からおよそ五・〇センチ程

しかなく、他例に比べ短く感じる。左辺は直線的にのびるが、右辺は突起部下の割り込み部分から曲線をもつて端辺に至る。板状部の長さが短いにもかかわらず、通常の鍔形石と同様の反りを有している。

突起部の大きさから判断すると狭木之寺間陵出土の他の二例よりも全長は大きくなるものと思われる。その割りに板状部が短いことが特徴となる。突起部の取り付く位置からⅢ期に属するものと考えておく。

刀子形石製品（第4図1～3）

三点出土しているが、通常の刀子形石製品とは形状の異なるものである。まず、大きさが通常のものは、ミニチュア化しているのに対し、本陵出土のものはおそらく実物大と思われる。また、他の刀子形石製品が革袋状の鞘におさめられた状態を模倣していると思われるが、本例は抜き身の状態である。よって、方形突出部や、懸垂用の小孔は認められない。刀身まで残るものは一本だけであるが、柄の形状は大塚陵墓参考地（新山古墳）出土のものに類似する。

1は、全長一九・七センチを測り、刃部を若干欠くもののほぼ先端まで残る。把の形状は全長のほぼ半分の一〇・一センチを測り、背側に大きく彎曲したもので、特に把頭付近で彎曲の度合いを強くする。中央に明瞭な稜線が走り、断面形は菱形を呈する。刀身部が取り付く闕の部分は明らかでないが、目釘穴は作り出されていない。刀身部は、峰側が直

線的で刃より三分の一ほどとのところに鍔が通っている。よって、断面形は五角形を呈する。

2は、刀身部が三分の二ほど欠損しており、現存する長さで一二・一センチを測る。基本的には1と同様の形状を示すもので、把部が背側に彎曲し、把と同じほど長さの刀身部が取り付いていたものであろう。目釘穴が作り出されていない点も同様である。但し、細部においては異なり、把部は稜線がなく、刃部側は尖りぎみになり、断面形は水滴形を呈している。刀身部においても鍔が見られず、断面形は通常の刀と同様三 角形を呈している。

3は把の部分のみが残っており、現状で八・一五センチを測る。本例は大塚陵墓参考地（新山古墳）出土のものに類似し、把元部分と把頭を一段高く削り出している。しかしながら、刀身部を差し込むような彎り込みや目釘穴は認められない。把の形状は2と同様刃部側がやや尖る水滴形を呈している。刀身部は他の二例と同様の形をしていたものと思われる。

これら二点は先にも述べたように刀子形石製品としては、通常のものは異なった形状を呈している。これらが刀子形石製品の祖形といえるのかどうか興味深いが、ほかの古墳からの出土例がないために、現状で考察することは難しい。

不明石製品（第4図4）

現状では長さ約五・〇センチ、幅約一・一センチの長方形を呈するの

みで全容は知り得ない。ただ、一辺に二つの小孔の痕跡を残すことから、これを方形突出部に穿たれたものとして、刀子形石製品と考えることもでき、大きさも妥当である。しかしながら、これ以上積極的に刀子形石製品とする根拠はなく、革袋状の表現がないとか、両面とも平滑であり、断面形も長方形に近く、背と刃部の差が明瞭でないという点が否定的な材料として指摘できる。さらに石膏模型のため、本来の面を確認することが難しく、把頭の取り付くところもはつきりしない点も刀子形石製品とするのに困難を感じる。さらに、図4の1~3で紹介した刀子形石製品とは大きく形状が異なり、先に述べた形の特徴からは刀子形石製品の中でも新しい要素が強く感じられ、他の副葬品から導かれる狭木之寺間陵の年代と合致するかどうかという懸念もある。よって、今回は可能性を記すに止め、器種の特定は控えておく。

斧形石製品（第4図5）

刃部の一端を欠くものの、ほぼ全形を推測できる資料であり、全長四・六八センチ、肩部幅二・九五センチを測る有袋状鉄斧の模造品である。但し、袋部は作られていない。上端に近い部分に両側から貫通していない穿孔があるが、実際のものが貫通していたかどうかは確認できない。刃部の長さ、および肩部の幅に若干の違いはあるが、大塚陵墓参考地（新山古墳）出土のものに似ており、製作方法や研磨の状況も類似するものであろう。

石釧（第5図1）

外径七・六八センチを測り、石釧の中では大型の部類に属するである。内孔径は五・七センチ、環体高は一・六センチを測る。環体幅は〇・八〇~一・〇〇センチとやや広く内孔側の頂部は面取りされ、内孔面はわずかに内彎している。但し、石膏模型作成時の削りすぎという可能性も否定できない。施文は外斜面、側面垂直部とともに石釧特有の一センチあたり七~八条の細刻線を施している。外斜面と側面の間は、はつきりしない沈線がめぐっている。おそらく、最古の型式に属する石釧と考えられる。

合子蓋（第5図2）

全体の四分の一ほどの破片であるが、全体を復元すると径一一センチ、高さ三・四センチほどの正円形を呈すると思われる。表面の斜面中央部には車輪石によく見られる折面帯が施され、その山、谷部に細い沈線を刻んでいる。側面に削り出された身と蓋を固定するための小孔が穿たれた突起部に対応するように、先の折面帯の幅に管玉状のものが作られている。現在のところ合子蓋の斜面にこのような紐を通すための突起が作られているものは出土していない。側面の下段には縦の細刻線（四~五センチ条）が施され、この文様帯が二・四センチ続いたあと横位の凹帯が一段に重なった文様帯が一・六センチあり、周囲の長さからするとこの文様帯が八回繰り返されることになる。頂部付近には一条の沈線がめぐらされている。裏面は石膏模型のため、厚みについては確信できないが、端部は印籠状の合わせ蓋になることは確かであろう。

さて、この合子は石材が不明であるが、西谷分類のJa式⁽⁸⁾に属すると考へてよい。同じ型式の合子は奈良県佐味田宝塚古墳、京都府八幡西古墳などから出土しているが、本例は文様帶が若干異なり、さらに直径が一センチと他に比べ大きい。しかしながら、埴製合子の大きさを考慮すると実用品というよりは、石製模造品と考えた方がよいと思われる。実物が木製であるかどうかの確証はないが、本陵出土の他の石製品が比較的忠実に実物を模倣していると考えられることからすれば、大きさについても特に違和感は感じられないと思われる。

高坏形石製品（第5図3・4）

3は、口径一〇・九センチ、脚部径一〇・五センチ、器高四・一センチを測り、口径と脚部径がほぼ等しく、脚は坏部との接合部から大きく「ハ」の字状に開く。坏部は深さ一・三センチと浅く、中央付近にわずかな段差が見られる。脚部には文様はないが、坏との接合部に凹線をめぐらすことによつて、装飾効果を持たせているように感じられる。

4は、口径一二・一センチ、脚部径一一・二センチ、器高六・〇センチを測る。坏部は口唇部を一段に浅く削り、内面の中央付近に段差をつけ、3と同様深さは一・四センチと深い。脚部には五弁の花びら状の文様をめぐらし、各花弁状の中央付近を半橢円形の透かし彫りとしている。坏部の外面下側にも脚部の透かし彫りと互い違いになるように五弁の陰刻を施している。このような文様を施すものは、この石製模造品の実物が土器ではなく木製品の可能性が高いことを示している。

3式

3は、同じ器種の石製品のなかに材質の異なる実物を模造したものがあることは興味深く、石製品の存在意義、例えば石製品の選定や、それに関する古墳祭祀を考えていいく上で重要な視点となる。

鎌形石製品（第5図5）

鎌か小形の剣を模造したものと思われるが、本来の端部を残している部分が少なく、確実なことは言えない。中央には不明瞭な鎌が残り、よつて断面形は菱形を呈する。ただ、裏面ではこの鎌は彎曲している。鎌とした場合は柳葉形で大形であり、剣としてはやや小さいものになる。本稿ではいちおう鎌形石製品としたが、細かな特定はできないものの武器を模造したものであることは確かであろう。

4式

平面形は上下両面ともほぼ正円形を呈し、その一端に片口が作り出されている。上面径は約一〇・四センチで、片口部分は幅約五・五セン

さて、この一つの高坏形石製品は、実用品というよりは実物を忠実に模造したものと考えるのが妥当であろう。高坏形石製品の古墳からの出土例としては、岐阜県親ヶ谷古墳等の例があるが、本例とは形状が異なる。この違いは模造された実物の違いであると思われ、親ヶ谷古墳から出土した脚部が大きく開くものは、布留式土器に原形を求めることができる。一方本陵出土のものは高坏形埴輪との関係で、伊達宗泰氏が考察しているように、木製の高坏を模倣したものと考えられる。木製高坏の出土例としては纏向遺跡辺地区土壙4から出土したものがある（纏向

式）。同じ器種の石製品のなかに材質の異なる実物を模造したものがあることは興味深く、石製品の存在意義、例えば石製品の選定や、それに関する古墳祭祀を考えていいく上で重要な視点となる。

チ、突出長は一・六センチほどである。底面径は約一六・四センチであり、よって断面形は逆台形を呈する。上面は周囲に幅約一・〇センチの縁をつくり、その内側を中心部分で約〇・五センチほど削り込んでいる。側面は三段にわたって削られ、底面は平らである。この種の臼形の石製品が古墳から出土することは稀ではあるが、類例はある。⁽¹⁰⁾ 本例に類似する例としては、京都府長法寺南原古墳から出土している。どちらか

というと平面形は長方形（橢円形）のものが多く、本例のような正円形を呈するものは少ないが、機能的な差異はないものと思う。また、石製の杵の出土例も臼と同じくらいあり、臼と杵がセットになるものであろう。この種の石製品は、実用品か他の石製品と同じく模造品と考えるのか決めがたいものである。出土したものに使用痕があるかないかが、ひとつ手掛かりになろうが、本陵出土のものは石膏模造品であり、使用痕の有無を確認することはできない。また、石材が臼、杵として実用に耐えるような硬度があるかどうかも問題となろう。

まとめ

最後にまとめとして、狭木之寺間陵出土の石製品の特徴と、他古墳出土の石製品の組成について比較検討してみたい。

狭木之寺間陵出土の石製品の特徴を端的にいえば、多種少量埋納といえよう。合計では一三種類二一個を数える。特に、椅子、高壺、帆立貝形石製品など他古墳からの出土が極めて少ない器種を含んでいる。刀子形石製品などの点数も三點以下であり、多種類を少量づつ副葬する傾向

が認められる。奈良県下の相前後する時期と思われる古墳では、大塚陵墓参考地（新山古墳）九種類、メスリ山古墳九種類、富雄丸山古墳七種類であり、狭木之寺間陵の一三種類という数値が大きいことを示している。もちろん各古墳とも盜掘等によってすべての副葬品が残されていたわけではないので、狭木之寺間陵の数値が最多とはいえないが、大きな特徴といえよう。

次に、腕飾形石製品についてみてみる。腕飾形石製品の保有については、本誌前号にも少し述べたが、三種類すべてを保有していることに注意したい。奈良県下において三種類を保有する古墳は、現在九古墳を数える。各腕飾形石製品について、それぞれ保有する意味に違いがあるかどうか詳細な検討を要するが、大形前方後円墳に三種類、もしくは鍬形石・車輪石の副葬がみられ、中、小の古墳では三種類を保有することが少ないと一般的な傾向からすれば、狭木之寺間陵は、墳丘規模に見合う腕飾形石製品を保有しているといえる。さらに、合子の副葬の意義に腕飾形石製品と同様の性格が付与できるとすれば、狭木之寺間陵が保有する石製品の質的な位置付けはより大きくなる。ちなみに先の九古墳のうち、合子を伴うものは櫛山古墳、メスリ山古墳の二古墳であり、全國に視野を広げても京都府飯岡車塚古墳、西車塚古墳、愛知県東之宮古墳の五古墳に今のところ限られている。

さて、他古墳との比較において逆に狭木之寺間陵から出土していない器種としては、筒形石製品がある。筒形石製品は管玉状石製品とともに

玉杖の一部であると考えられ、古墳時代前期の石製品としては比較的全國から出土する一つといえる。狭木之寺間陵からは松林山型に属する琴柱形石製品が出土しており、これが玉杖の頭飾になりうる可能性があるが、通有の筒形石製品が出土していないことは注目されよう。

最後に石製品の時期について考えてみたい。石製品の組成から時期を決定して行くことは難しい。特定の器種が存在しないことを単純に時期差と見なすことはできず、質的な違いを考慮しなければならないことによる。よって、型式学的な編年研究が比較的進んでいる腕飾形石製品によつて、時期を考えてみる。まず、石剣については一点出土しているのみであるが、外斜面、側面ともに細刻線のみによる文様を施し、環体の高さに対し、側面高がおよそ二分の一という特徴を示す。これら施工方法、形態的特徴とも古相を呈しているといつてよい。車輪石は三点出土しておりそれが特徴をもつが、そのうちの一点は明らかに裏面にも施文をしており、本来のオオツタノハ製の貝輪からは考えられないデフォルメであり、新しい要素と考えられる。他の一点も環体の断面形を見ると底面がすべて接地しており、貝製腕輪の断面形から遠い形になっていると考えられる。鍬形石は石膏模造に不安を残すものがあるが、突起部の取り付く位置はいずれも内孔の下端に近いところまで下がつてきており、また笠状部上辺と板状部下辺が平行に近くなつてきている。笠状部に鍵手文を施すなど古い要素も認められるが、最古型式に属するものではないと思われる。以上、腕飾形石製品から導かれる狭木之寺間

陵の石製品の時期は、最古相を示すものではなく、第一段階と考えてよいであろう。

さて、狭木之寺間陵出土の石製品を第二段階として捉えた場合、第一段階の腕飾形石製品の出土している奈良県桜井茶臼山古墳、メスリ山古墳出土石製品の組成を比較すると、農工具類、あるいは臼などの石製品の存在が注目される。そのうち刀子形石製品は、通有の革袋の鞘に收められた形ではなく抜き身の状態であり、しかも大きさは実物大と考へてよい。刀子形石製品は農工具類の石製模造品の中でも、多量埋納されたり、簡略化されながらも比較的長く石製模造品としての命脈を保ち、全国的に分布していく。刀子形石製品が模造品として重視された点についてはまだ十分論議されているとはいがたいが、⁽¹¹⁾狭木之寺間陵のものが刀子形石製品の初源とすれば、石製模造品の第二段階は刀子、斧などの農工具類を石製模造品として必要とした古墳祭祀の成立期として位置付けられよう。

以上、狭木之寺間陵出土の石製品について紹介し、若干の考察を述べた。狭木之寺間陵については、特異な堅穴式石室や、前方部の両側にある渡土堤など多くの検討課題があり、副葬品についてもこの時期の奈良盆地にある大形前方後円墳として三角縁神獸鏡が存在していないなど、興味深い問題が存在している。狭木之寺間陵出土の石製品はすべて石膏模型であり、詳細については不明な点もなくはないが、この紹介がわざかなりとも、狭木之寺間陵の理解を深めることを祈念して擱筆すること

したい。

注

- (1) 石田茂輔「日葉酢媛命御陵の資料について」『書陵部紀要』第一九号 一
九六七

- (2) 本誌第四二号九二頁 第8図1 一九九〇

- (3) 内藤 晃・大塚初重編『三池平古墳』一九六一

- (4) 亀井正道「琴柱形石製品考」『東京国立博物館紀要』第八号 一九七二

- (5) 西谷真治・置田雅昭編『ニゴレ古墳』一九八八

- (6) 北條芳隆「腕輪形石製品の成立」『待兼山論叢』史学篇 第二十四号 一九九〇

- (7) 渡辺貞幸「鍬形石の基礎的研究」『島根大学法文学部紀要・文学科編』第二号 一九七九 以下、本稿の鍬形石の型式分類は渡辺分類に依拠する。

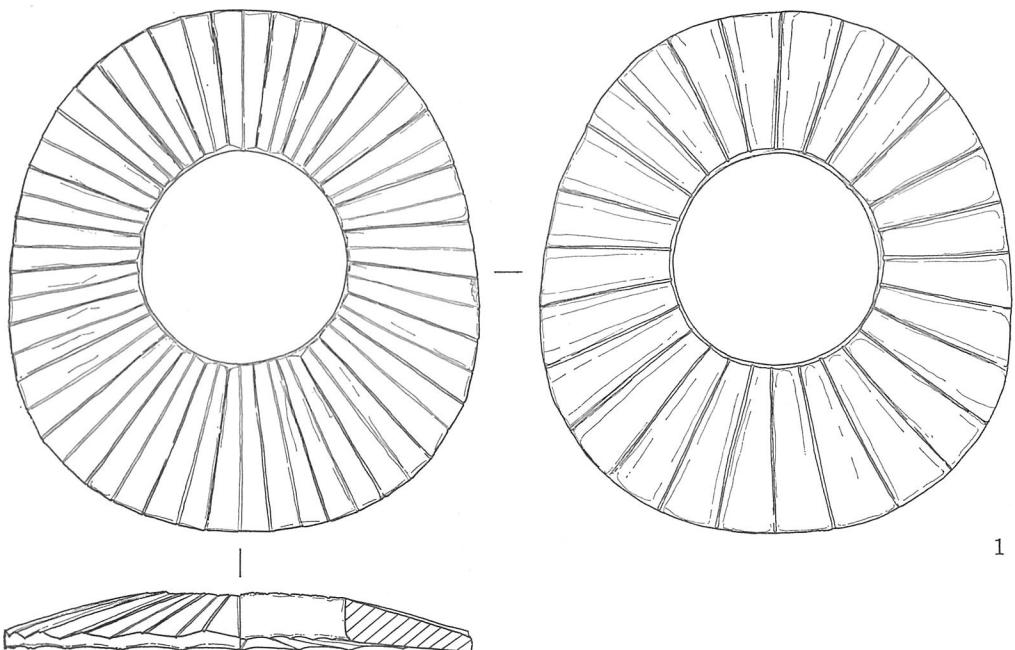
- (8) 西谷真治「古墳出土の盒」『考古学雑誌』第五五卷第四号 一九七〇

- (9) 伊達宗泰「高杯形埴輪について」『権原考古学研究所論集』第四 一九七九

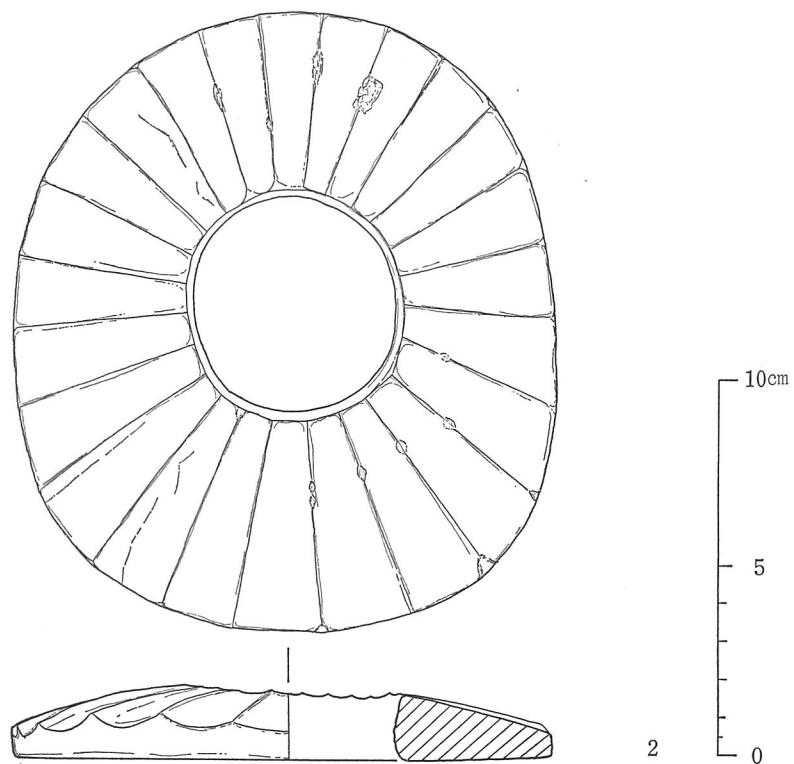
- (10) 本田光子「石杵考」『古代』第九〇号 一九九一

- (11) 桐原 健「刀子の持つ鎮魂・辟邪的な性格」『古代文化』第三六卷第一〇号 一九八四

- 杉山晋作「石製刀子とその使途」『国立歴史民俗博物館研究報告』第七集 一
九八五

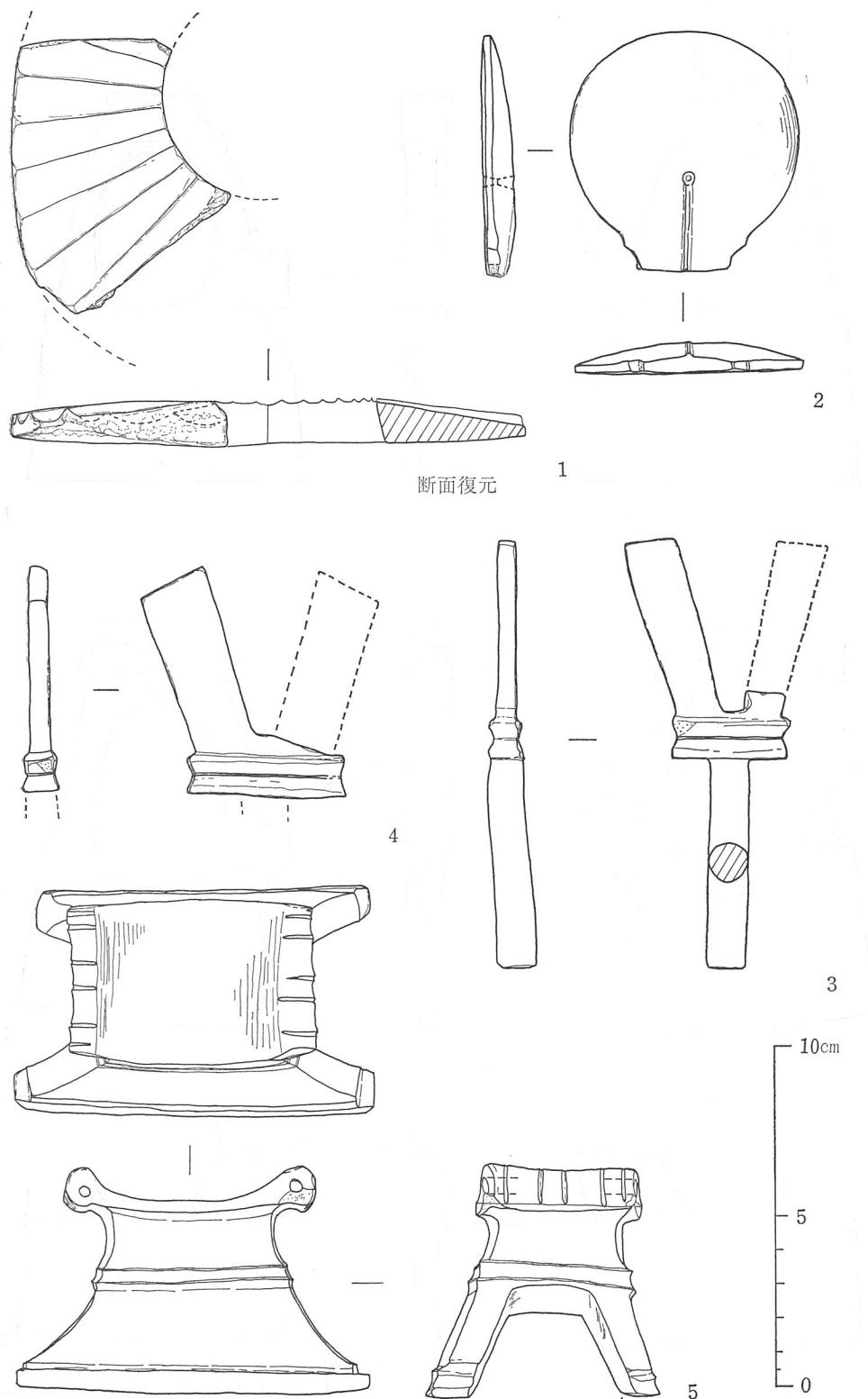


1

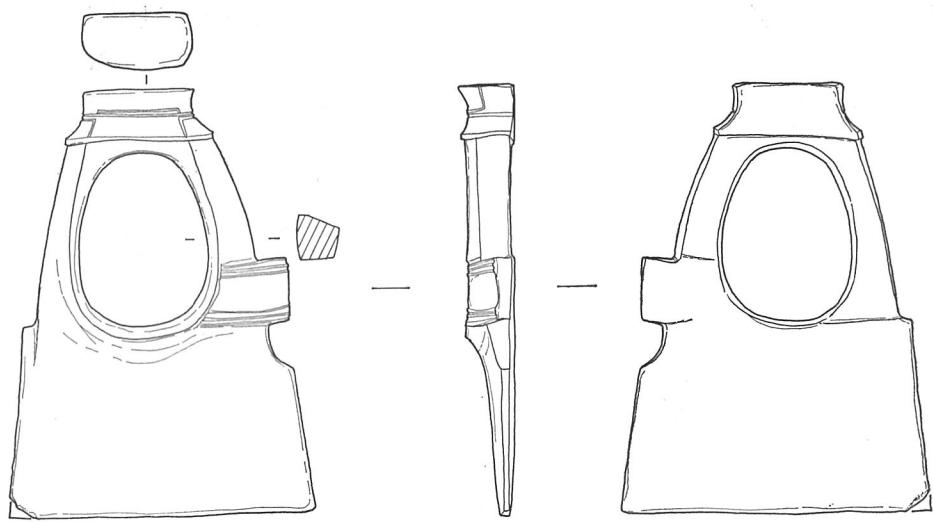


2

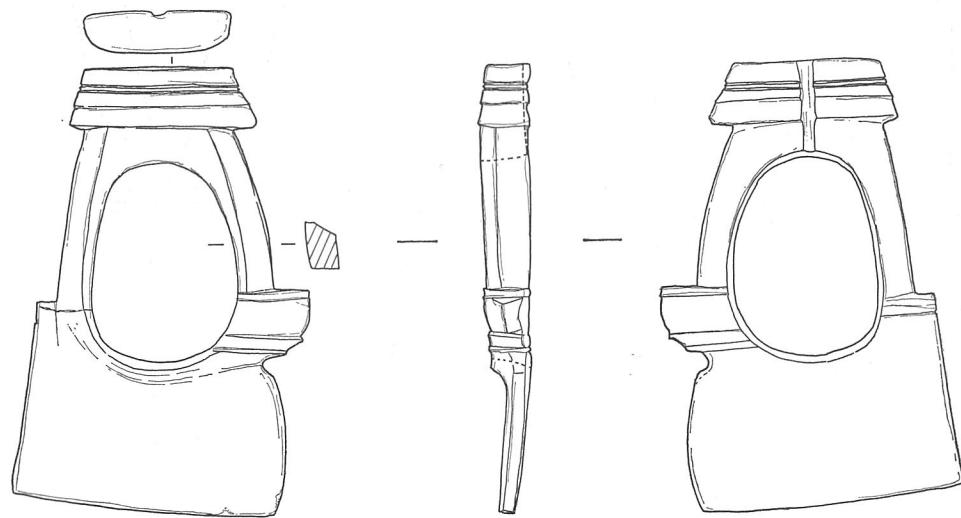
第1図 車輪石 (1/2)



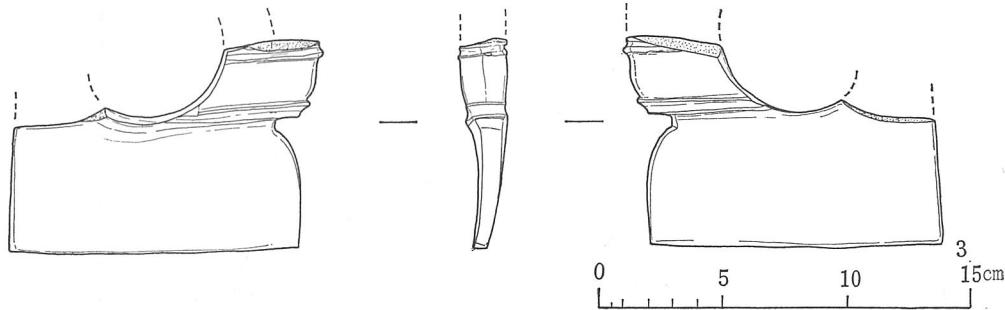
第2図 車輪石・帆立貝形石製品・琴柱形石製品・椅子形石製品 (1/2)



1

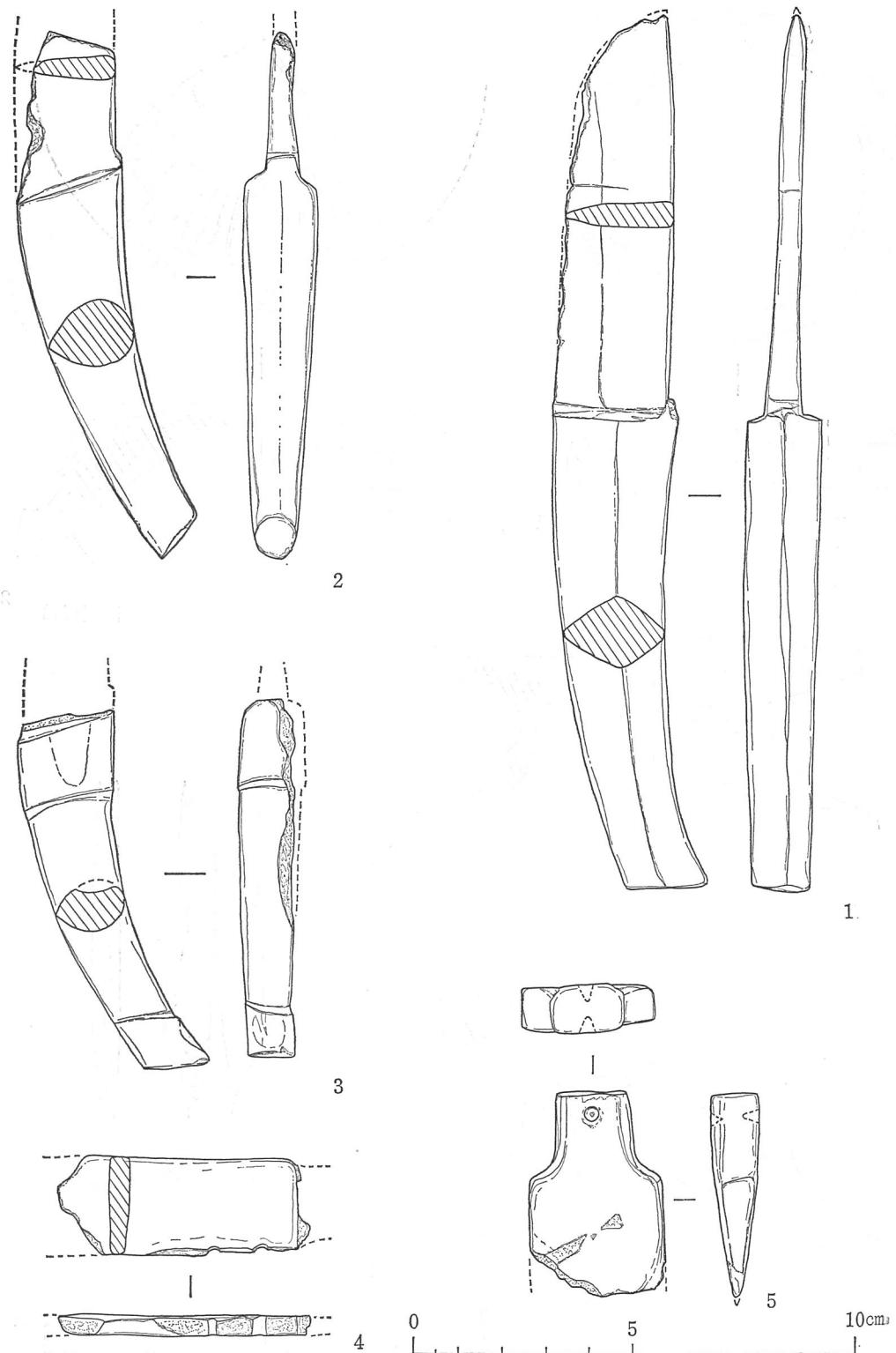


2

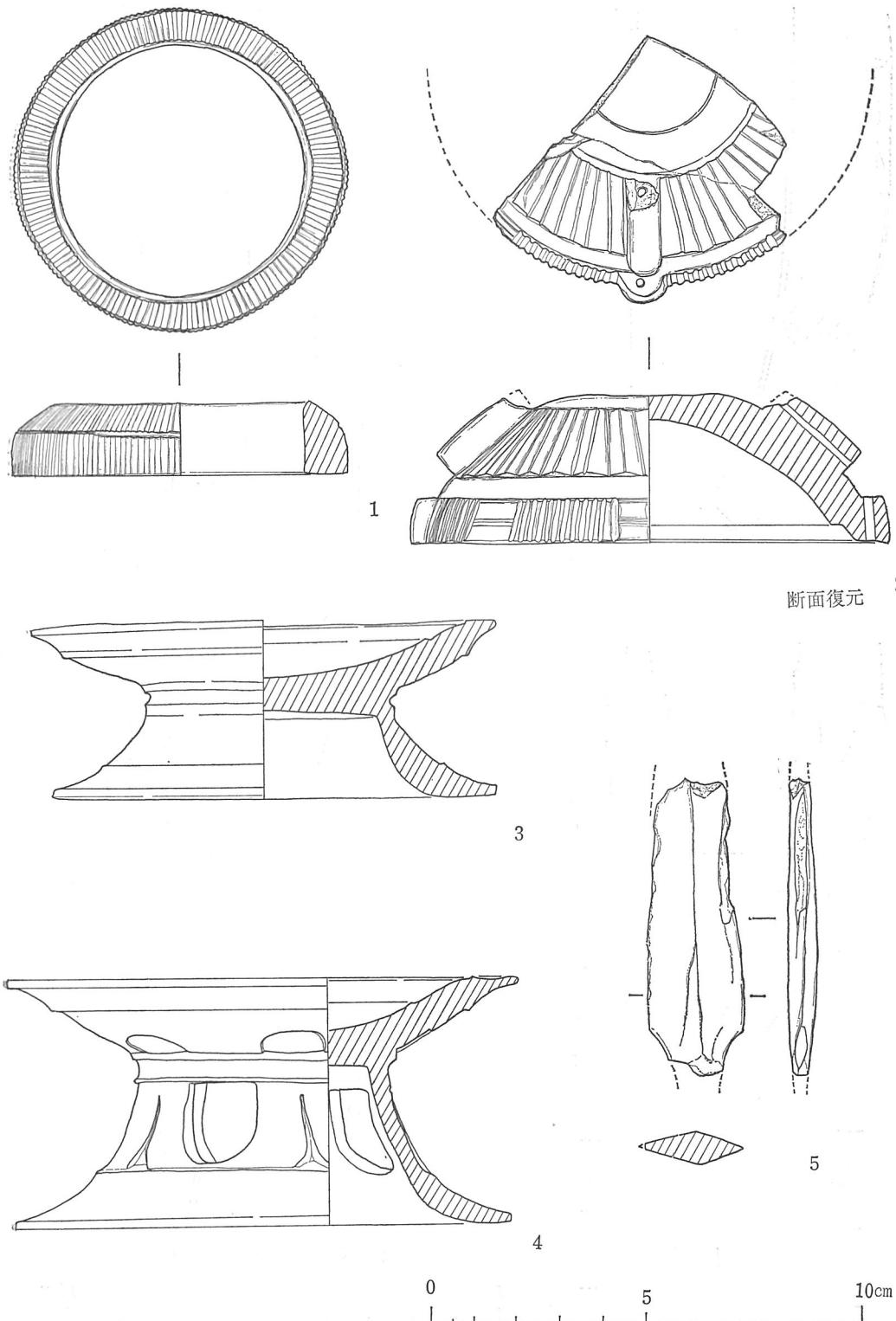


0 5 10 15cm

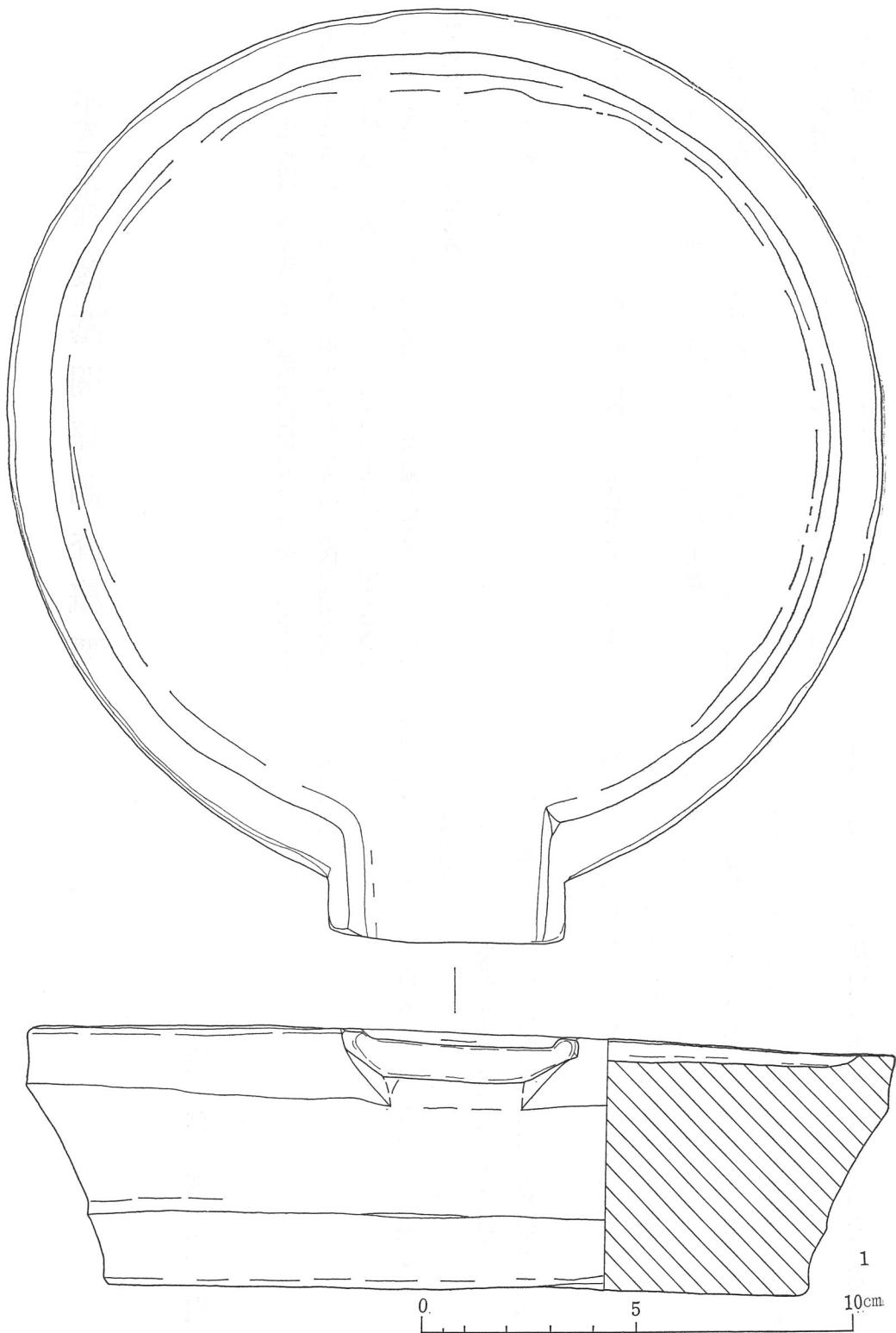
第3図 鍬形石 (1/3)



第4図 刀子形石製品・不明石製品・斧形石製品 (2/3)



第5図 石鉗・合子蓋・高環形石製品・鎌形石製品 (2/3)



第6図 石 製 白 (2/3)